

件 名

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

年次休暇の取得単位、夏季休暇の取得可能期間等を変更するため、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

- 1 現行の規則の内容
学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの

- 2 改正の内容
地方公務員法の一部改正に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
学校職員の年次休暇の取得単位について、30分単位を新たに設ける。
育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の取得単位について、半日単位を新たに設ける。

1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分未満で、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の短時間勤務職員が、当該休憩時間の前後いずれか一方の勤務時間の全てを年次休暇の取得により勤務しないときは、当該勤務時間の時間数（端数を含む）での取得を可能とする。

夏季休暇の取得可能期間について、「6月から9月まで」を「5月から10月まで」に拡大する。

その他規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

(別紙)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- について
「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める
- 、及び について

現 行		改正案
常勤の学校職員 再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等 任期付短時間勤務職員	常勤の学校職員 育児短時間勤務職員等 任期付短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員
・ 1日又は半日 ¹ ・ 1時間 ³	・ 1日 ・ 1時間 ³	・ 1日又は半日 ¹⁻² ・ 1時間 ³ 又は30分 ³

- 1 1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分で休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合において、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないとき、半日単位での取得を可能とする。
- 2 1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分未満で休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が45分以内の場合において、当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないときは、当該勤務時間の時間数(端数を含む)での取得を可能とする。
- 3 特に必要があると認められるとき

- について
夏季休暇の取得可能期間 「6月から9月まで」 「5月から10月まで」
- について
・ 地方公務員法の条項を改める
・ 「父母等の追悼のための休暇」における配偶者の定義について、他の特別休暇に表記されている内容を追記する
- 施行期日
令和5年4月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(教育職員の勤務時間)</p> <p>第二条～第二条の三 (略)</p> <p>第二条の四 条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、学校職員の休日(条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。)その他県教育委員会の定める日(第四号において「休日等」という。)については、七時間四十五分(定年前再任用短時間勤務職員(条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))にあっては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第四条第一項の規定による週休日(第二条の二第二項の規定による週休日を除く。)以外の日の日数で除して得た時間)とすること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、県教育委員会が埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定めるところにより、前項第一号(ただし書を除く。)、第二号及び第四号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二条の五～第七条 (略)</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第八条 条例第十三条第一項第一号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(教育職員の勤務時間)</p> <p>第二条～第二条の三 (略)</p> <p>第二条の四 条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、学校職員の休日(条例第十条第一項に規定する学校職員の休日をいう。以下同じ。)その他県教育委員会の定める日(第四号において「休日等」という。)については、七時間四十五分(再任用短時間勤務職員(条例第三条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。))及び任期付短時間勤務職員(同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。))にあっては、当該学校職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第四条第一項の規定による週休日(第二条の二第二項の規定による週休日を除く。)以外の日の日数で除して得た時間)とすること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第四条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、県教育委員会が埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定めるところにより、前項第一号(ただし書を除く。)、第二号及び第四号に定める基準によらないことができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二条の五～第七条 (略)</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第八条 条例第十三条第一項第一号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十九条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p>

一 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第八条の二 前条の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第八条の三 条例第十三条第一項第二号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員であって、当該年の中途において新たに学校職員となるもの その者の当該年における在職期間に応じて、別表第一の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第十三条第一項第三号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに学校職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに学校職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに学校職員となった日の前日までの間に使

一 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第八条の二 前条の規定にかかわらず、労働基準法第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

第八条の三 条例第十三条第一項第二号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員であって、当該年の中途において新たに学校職員となるもの その者の当該年における在職期間に応じて、別表第一の年次休暇の日数欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等（条例第十三条第一項第三号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに学校職員となったもの 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに学校職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第一の年次休暇の日数欄に掲げる日数から、新たに学校職員となった日の前日ま

用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる学校職員が定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 (略)

4 条例第十三条第一項第三号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(当該日数が基本日数に満たないときは、前項第二号に規定する場合を除き、基本日数)とする。

一 (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数

5 (略)

第八条の四～第九条 (略)

(年次休暇の単位)

第十条 週休日、条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。)、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで年次休暇を受けた場合は、当該週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は年次休暇として取り扱わない。

2 年次休暇の単位は、一日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間又は三十分を単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める時間数又は日数を単位とする。

一 不斉一型短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間(四時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあっては、当該四時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号及び第三号において同じ。)に三十分未滿の端数がある場合において、当該勤務時間の全てを勤務しないとき(当該勤務時間が一日を単位として年次休暇

での間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる学校職員が地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員(以下「再任用職員」という。))又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 (略)

4 条例第十三条第一項第三号の県教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(その日数が基本日数に満たないときは、前項第二号に規定する場合を除き、基本日数)とする。

一 (略)

二 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、県教育委員会が別に定める日数

5 (略)

第八条の四～第九条 (略)

(年次休暇の単位)

第十条 週休日、条例第九条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等(以下「時間外勤務代休時間全指定日」という。)、学校職員の休日又は学校職員の休日の代休をはさんで年次休暇を受けた場合は、当該週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休は年次休暇として取り扱わない。

2 年次休暇の単位は、一日又は半日(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、一日)とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間を単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める時間数又は日数を単位とする。

一 不斉一型短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間(四時間の勤務時間の割振り変更が行われた場合にあっては、当該四時間の勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。)に一時間未滿の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき(当該勤務時間が一日を単位として年次休暇が与えら

が与えられる時間である場合を除く。) 当該勤務時間の時間数(三十分未満の端数を含む。)

二 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に三十分未満の端数があるとき 当該残日数(三十分未満の端数を含む。)

三 育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が四十五分以内であって当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないとき 当該勤務時間の時間数(三十分未満の端数を含む。)

4 (略)

5 一時間及び三十分並びに第三項第一号及び第三号で規定する時間数を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一～四 (略)

6 (略)

第十一条 (略)

(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～四 (略)

五 学校職員が子の育児のために必要と認められる場合 次のイ及びロに掲げる学校職員の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間

イ (略)

ロ 育児短時間勤務職員等、定年前提任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が生後一年に達しない子を育てる場合 一日二回とし、一日を通じて六十分を超えない範囲内の時間(一日の勤務時間が四時間以下の勤務日にあつては、一日一回とし、三十分を超えない範囲内の時間)

六～十 (略)

十一 学校職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 それぞれ一日(遠隔の地に赴

れる時間である場合を除く。) 当該勤務時間の時間数(一時間未満の端数を含む。)

二 年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるとき 当該残日数(一時間未満の端数を含む。)

(新設)

4 (略)

5 一時間及び第三項第一号で規定する時間数を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一～四 (略)

6 (略)

第十一条 (略)

(特別休暇)

第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一～四 (略)

五 学校職員が子の育児のために必要と認められる場合 次のイ及びロに掲げる学校職員の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間

イ (略)

ロ 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が生後一年に達しない子を育てる場合 一日二回とし、一日を通じて六十分を超えない範囲内の時間(一日の勤務時間が四時間以下の勤務日にあつては、一日一回とし、三十分を超えない範囲内の時間)

六～十 (略)

十一 学校職員が配偶者、父母及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 それぞれ一日(遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する実日数を加えた日数)

く場合にあつては、往復に要する実日数を加えた日数)

十二 学校職員が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の五月から十月までの期間内における、原則として連続する五日(斉一型短時間勤務職員にあつては五日にその者の一週間ごとの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあつては五日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数)(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)の範囲内の期間

十三～二十五 (略)

2・3 (略)

第十三条～第十八条 (略)

(特別休暇及び介護休暇の期間の計算)

第十九条 特別休暇(第十二条第一項第四号、第十二号及び第十七号(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第十二号)に規定するものを除く。)及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休を含むものとする。

(非常勤の学校職員の勤務時間)

第二十条 非常勤の学校職員(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)の勤務時間は、常勤の学校職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、教育委員会の定めるところによる。

第二十一条 (略)

第二十二条 非常勤の学校職員の年次休暇は、一の年度(常勤の学校職員が退職後引き続き非常勤の学校職員として任用された場合には、暦年による一年)ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあつては勤続年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあつては勤続年数及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあつては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数)に応じて、二十日の範囲内で教育委員会が定める日数とする。

2～4 (略)

5 第二項第六号の休暇は、五月から十月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、五月一日から十

十二 学校職員が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の六月から九月までの期間内における、原則として連続する五日(斉一型短時間勤務職員にあつては五日にその者の一週間ごとの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数とし、不斉一型短時間勤務職員にあつては五日にその者の一週間当たりの勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数)(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)の範囲内の期間

十三～二十五 (略)

2・3 (略)

第十三条～第十八条 (略)

(特別休暇及び介護休暇の期間の計算)

第十九条 特別休暇(第十二条第一項第四号、第十二号及び第十七号(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第十二号)に規定するものを除く。)及び介護休暇の期間の計算については、その期間中に週休日、時間外勤務代休時間全指定日、学校職員の休日及び学校職員の休日の代休を含むものとする。

(非常勤の学校職員の勤務時間)

第二十条 非常勤の学校職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。)の勤務時間は、常勤の学校職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、教育委員会の定めるところによる。

第二十一条 (略)

第二十二条 非常勤の学校職員の年次休暇は、一の年度(常勤の学校職員が退職後引き続き非常勤の学校職員として任用された場合には、暦年による一年)ごとの休暇とし、その日数は、一週間の勤務時間が二十九時間以上の非常勤の学校職員にあつては勤続年数に応じて、一週間の勤務時間が二十九時間未満の非常勤の学校職員にあつては勤続年数及び週所定勤務日数(週以外の期間によって所定勤務日数又は所定勤務時数が定められている非常勤の学校職員にあつては一の年度の所定勤務日数又は所定勤務時数)に応じて、二十日の範囲内で教育委員会が定める日数とする。

2～4 (略)

5 第二項第六号の休暇は、六月から九月までの期間内における原則として連続する休暇とし、任用期間が継続して六月以上、かつ、六月一日から九

月三十一日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6～12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

別表 (略)

月三十日までの期間のいずれかの日に勤務する非常勤の学校職員に限り、取得することができる。

6～12 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

別表 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の四及び第八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改める。

第八条の三第一項第一号中「年次休暇の」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「年次休暇の」を削り、「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第二項中「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）」を削り、「一時間」の下に「又は三十分」を加え、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び第三号」を加え、「一時間」を「三十分」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「一時間」を「三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が四十五分以内であつて当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないととき 当該勤務時間の時間数（三十分未満の端数を含む。）

第十条第五項中「及び第三項第一号」を「及び三十分並びに第三項第一号及び第三号」に改める。

第十二条第一項第五号口中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第十一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項第十二号中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に改める。

第十九条及び第二十条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第五項中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に、「六月一

日から九月三十日まで」を「五月一日から十月三十一日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。

以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。）後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第八条の二の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員を含む。）次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第八条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員で地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第二条の四、第八条、第八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第十条、第十二条、第十九条及び第二十条の規定を適用する。